



お知らせ  
老齢年金の  
「裁定請求書」が  
送付されます

現在、社会保険庁では、年金を請求する方の利便性の向上や請求漏れ防止のため、年金の加入記録等をあらかじめ印字した老齢年金の「裁定請求書」を、年金支給開始年齢の約3カ月前に送付しています。

《送付対象者》

- 60歳の3カ月前に送付される方
  - ・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格が確認でき、厚生年金保険の加入期間が12カ月以上ある方）
- ※60歳になった後に受給権が発生する方や、社会保

険庁が管理している年金加入記録のみでは老齢基礎年金の受給資格が確認できない方は、「年金に関するお知らせ」（はがき）が送付されますので、お近くの社会保険事務所へ加入期間及び受給資格の確認をしてください。

○65歳の3カ月前に送付される方

- ・65歳に初めて老齢年金の受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格が確認できた方のうち、加入期間が国民年金のみの方及び厚生年金保険の加入期間が12カ月未満の方）
- ・65歳になる前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求をされていない方

《裁定請求書が届いたら…》

請求書に印字されている年金の加入記録等をご確認のうえ、間違いがなければ、必要事項をご記入ください。ただし請求書の提出及び戸籍・住民票等の準備は、受給権発生日（お誕生日の前日）より後をお願いします。

ご不明な点がありましたら、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165またはお近くの社会保険事務所までご相談ください。

お知らせ  
年金のお問い合わせ  
は「ねんきんダイヤル」へ！

- 年金請求などの年金相談  
0570-05-1165
- 年金を受けられている方の年金相談  
0570-07-1165

《受付時間》

- 8時30分から17時まで  
（土・日・祝日を除く。）
- \*「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。

\*通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

\*電話機の設定、ひかり電話などのIP電話、及びPHSなど電話機によってはご利用になれません。お手数ですが、他の電話機でおかけ直しいただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

お知らせ  
休日・時間外  
年金相談のお知らせ  
(3月)

※平常日の年金相談は、10時30分頃から15時の時間帯が一番混雑しております。なるべく、その時間帯を避けて相談においでください。ようお願いたします。（始業時の8時30分から10時までと、16時以降が、比較的に空いていますのでその時間帯をご利用ください。）

○年金相談の受付時間延長  
3月12日(月)は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日  
3月10日(土)は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、どうぞご利用ください。

問い合わせ  
高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

募集  
写真入りこいのぼり(空中遊泳)の参加者募集

・写真は、カラーコピー拡大後、防水処理をします。  
・イベント後には、写真とこいのぼりを各ご家庭やグループに郵送します。  
・遊泳期間は5月3日(木)～5月5日(土)(予定です)。  
参加募集期間  
3月1日(木)

参加募集数  
1.5mを200匹(先着順)

参加料 1匹3,800円  
申込方法  
参加料と写真をご持参のうえ産業経済課までお持ちくださるか、現金書留で郵送してください。

問い合わせ  
産業経済課  
☎ 893-1115

5月4日(金)・5日(土)  
フリーマーケット  
参加者募集  
募集期間 4月10日(火)  
出店料 1,000円  
申し込み いの町商工会  
☎ 892-0474